

# 令和6年度 精神保健福祉ガイドブック



小田原市障がい福祉課

《お問い合わせ》

〒250-8555

小田原市荻窪 300 番地

小田原市役所 2階 13 番窓口

電話 0465 (33) 1468 (直通)

FAX 0465 (33) 1317

令和6年 10 月発行



# 目 次

(内容は令和6年10月時点)

1	自立支援医療制度	1ページ
2	精神障害者保健福祉手帳	3ページ
3	医療費の助成	7ページ
	(1) 重度障がい者医療費助成制度	7
	(2) 精神障害者入院医療援護金	9
	(3) 高額療養費(国民健康保険)	10
4	各種手当	11ページ
	(1) 特別障害者手当	11
	(2) 障害児福祉手当	12
	(3) 特別児童扶養手当	13
	(4) 小田原市中心身障害児福祉手当	13
	(5) 神奈川県在宅重度障害者等手当	14
	(6) 児童扶養手当	14
5	障害年金	15ページ
	(1) 障害基礎年金	15
	(2) 障害厚生年金・障害共済年金	15
6	特別障害給付金制度	16ページ
7	神奈川県心身障害者扶養共済制度(しょうがい共済)	16ページ
8	各種割引	17ページ
9	主な障害福祉サービス	18ページ
10	その他の障害福祉サービス	21ページ
	(1) おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー	21
	(2) 日常生活用具費の給付	21
	(3) 配食サービス	22
	(4) 通所交通費の助成	22
	(5) グループホームの家賃助成	22
11	小田原市歯科二次診療所	22ページ
12	地域活動支援センター	23ページ

13	就労支援	23ページ
	(1) 公共職業安定所（ハローワーク）	23
	(2) 障害者就業・生活支援センター ほけっと	23
14	日常生活自立支援事業（あんしんセンター）	23ページ
15	成年後見制度	24ページ
16	障がい者虐待防止対策	24ページ
17	災害対策	25ページ
	(1) 避難行動要支援者マップ	25
	(2) 災害時の情報入手方法	25
18	相談窓口と支援グループ	26ページ
19	近隣の精神科医療機関等	27ページ
	(1) 精神科等医療機関	27
	(2) 自立支援医療制度の精神科デイケア登録機関	29
	(3) 自立支援医療制度の精神科訪問看護登録機関	29

# 1 自立支援医療制度（精神通院）

問合せ先：障がい福祉課障がい者支援係 電話：33-1468 FAX：33-1317

## (1) 自立支援医療制度（精神通院）とは

精神疾患で医療機関に通院した際に、かかった医療費の一部を公費で負担し、医療費の自己負担を軽減するものです。（入院の場合は対象となりません）

自立支援医療制度の認定を受けると、神奈川県から「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。受給者証をあらかじめ指定された医療機関の窓口に表示することにより、自己負担が保険診療分の1割（自己負担額は世帯の所得によって1か月の負担上限額が定められています）になります。

## (2) 申請手続き

必要書類

- 医師の診断書（自立支援医療診断書（精神通院医療用））  
用紙は、県内の医療機関（精神科）※、市役所障がい福祉課（窓口13番）または神奈川県のホームページにあります。 ※ ガイドブック P27～28 参照
- 健康保険証または資格確認書
- 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（申請者及び同一保険加入者のもの）
- 障害年金を受給されている方は、障害年金の振込通知書・通帳のコピー等の障害年金の金額がわかるもの

申請先

上記書類を揃えて、市役所障がい福祉課（13番窓口）へ申請してください。

対象となる医療費

外来時の診療・薬剤、精神科デイケア、精神科訪問看護

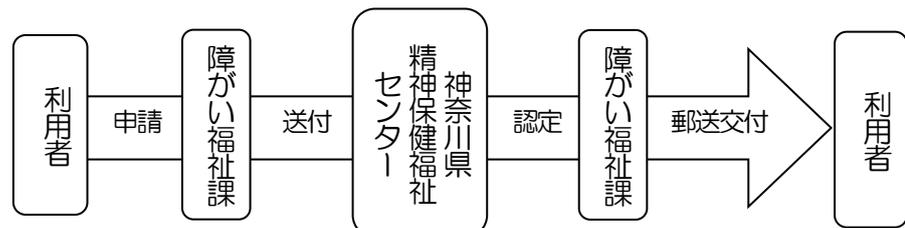
有効期限

申請後から概ね1年間

（継続利用する場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です）

申請から交付までの流れ

申請から認定まで約2か月かかります。  
認定されましたら受給者証は普通郵便で交付します。



### (3) 各種届出

以下の場合、すみやかに市役所障がい福祉課（13番窓口）で手続きをお願いします。

なお、本人以外の方が届出される場合は代理の方の身分証明書をお持ちください。

届出内容	必要書類
<b>更新</b> ※ 継続利用される場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> <li>● 医師の診断書（2年に1回）※</li> </ul> <p>※ 診断書不要の年でも有効期限を1か月以上過ぎての更新の場合は必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康保険証*または資格確認書</li> <li>● 障害年金振込通知書や通帳等の障害年金の金額がわかるもの（障害年金受給の方）</li> </ul>
<b>住所・氏名変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> <li>● 健康保険証*または資格確認書</li> <li>● 障害年金振込通知書や通帳等の障害年金の金額がわかるもの（障害年金受給の方）</li> </ul>
<b>医療機関・薬局変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>保険証変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> <li>● 健康保険証*または資格確認書</li> <li>● 障害年金振込通知書や通帳等の障害年金の金額がわかるもの（障害年金受給の方）</li> </ul>
<b>再交付</b> 受給者証を紛失、破損した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> <li>● 健康保険証*または資格確認書</li> <li>● 障害年金振込通知書や通帳等の障害年金の金額がわかるもの（障害年金受給の方）</li> </ul>
<b>転出</b> 他市区町村へ転出する場合	小田原市での手続きは不要です。 転出先の市区町村でお手続きください。
<b>転入</b> 小田原市に転入する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前住地での自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> <li>● 健康保険証*または資格確認書</li> <li>● 障害年金振込通知書や通帳等の障害年金の金額がわかるもの（障害年金受給の方）</li> </ul> <p>※ 対象年度の1月1日時点で小田原市に住民登録がなく、情報連携により所得等が確認できない場合は当時お住まいだった市区町村の課税・非課税証明書の提出をお願いします。</p>
<b>返還</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援医療受給者証</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>

\* 生活保護を受給されている方は、受給中であることがわかる書類（休日夜間受給証など）をお持ちください。

## 2 精神障害者保健福祉手帳

問合せ先：障がい福祉課障がい者支援係 電話：33-1468 FAX：33-1317

### (1) 精神障害者保健福祉手帳とは

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害の程度に応じて1級から3級まで等級があり、手帳を持っている方は、等級に応じて様々な福祉制度やサービスを利用することができます。

手帳の対象となる方は、何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含みます）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方です。また、手帳を受けるためには、その精神障害による初診日から6か月以上経過していることが必要になります。

### (2) 申請手続き

#### 必要書類

- 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書等の年金番号と障害年金であることが確認できるもののコピー
  - ※ 診断書の用紙は、県内の医療機関（精神科）または、市役所障がい福祉課（窓口13番）にあります。
  - ※ 障害年金は精神障害による年金受給に限ります。精神障害以外の理由で受給されている場合は、医師の診断書が必要となります。
- 個人番号（マイナンバー）のわかるもの
- 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm 過去1年以内に撮影されたもの）

#### 申請先

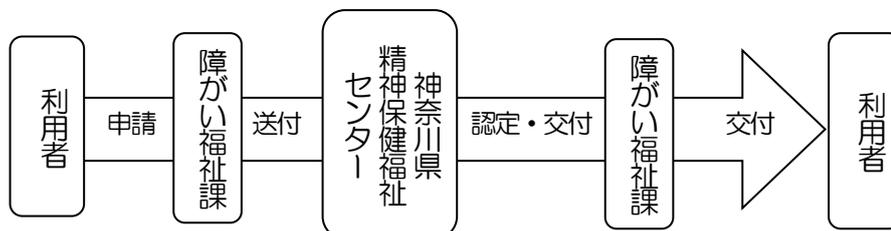
上記書類を揃えて、市役所障がい福祉課（13番窓口）へ申請してください。

#### 有効期限

申請後から概ね2年間  
(継続利用する場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です)

#### 申請から交付までの流れ

申請から交付まで約2か月かかります。  
新しい手帳が発行されましたら、申請時にお選びいただいた交付方法で交付いたします。窓口受取の際は、本人確認ができる身分証明書をお持ちの上、市役所障がい福祉課（13番窓口）へお越しください。



### (3) 各種届出

以下の場合、すみやかに市役所障がい福祉課（13 番窓口）で手続きをお願いします。

なお、本人以外の方が届出される場合は代理で来られる方の身分証明書をお持ちください。

届出内容	必要書類
<b>更新・再承認</b> ※ 継続利用される場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書等の年金番号と障害年金であることが確認できるもののコピー</li> <li>● 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>等級変更</b> 手帳の有効期限内に精神障害の状態が変化した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書等の年金番号と障害年金であることが確認できるもののコピー</li> <li>● 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>住所・氏名変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>再交付</b> 手帳を紛失、破損した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>転出</b> 他市区町村へ転出する場合	小田原市での手続きは不要です。 転出先の市区町村でお手続きください。
<b>転入</b> 小田原市に転入する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前住地での精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>
<b>返還</b> 手帳が不要になった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>

障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳で受けられる優遇措置（小田原市）

令和6年10月現在

	優遇される内容	手帳の障がいの程度			申請の窓口
		1級	2級	3級	
税制上の優遇措置	所得税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 40万円	控除額 27万円	控除額 27万円	小田原税務署 （給与所得者は勤務先） Tel 35-4511
	所得税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 35万円	—	—	※ 確定申告（給与所得者は年末調整）時に 申告書に手帳所持の旨 を記入します。
	市・県民税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 30万円	控除額 26万円	控除額 26万円	市民税課 Tel 33-1351
	市・県民税の配偶者控除・扶養控除 の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 23万円	—	—	※ 給与所得者は年末 調整で、その他の人は 確定申告すれば自動的 に市で控除されます。
	相続税の障害者控除	○	○	○	小田原税務署 Tel 35-4511
	贈与税の非課税	○	○	○	
	自動車税・自動車取得税の減免* 〔障がい者本人または生計同一者が取 得・所有する車で、障がい者の通院 等のために生計同一者が運転する場合〕	○	—	—	神奈川県税事務所 （小田原合同庁舎2F） Tel 32-8000（代）
	軽自動車税の減免（同上） （賦課基準4月1日時点で該当の方）	○	—	—	市税総務課 Tel 33-1345
医療・手当等	重度障がい者医療費助成制度 →【ガイドブック7ページ】	○	—	—	障がい福祉課 障がい福祉係 Tel 33-1461
	特別障害者手当 →【ガイドブック11ページ】	別途診断書により認定されま す。個別にご相談ください。			
	障害児福祉手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給） →【ガイドブック12ページ】				
	特別児童扶養手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給） →【ガイドブック13ページ】				
	小田原市中心身障害児福祉手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給） →【ガイドブック13ページ】	○	○	—	
	神奈川県在宅重度障害者等手当 →【ガイドブック14ページ】	○ <small>その他条件あり</small>	—	—	
	後期高齢者医療制度の利用 （65歳から対象になります）	○	○	—	保険課高齢者医療係 Tel 33-1843
	生活保護の障害者加算 〔生活保護受給中で、初診から1年 6か月を経過している場合〕	○	○	—	生活援護課保護係 Tel 33-1463

優遇される内容		手帳の障がいの程度			申請の窓口
		1級	2級	3級	
公共料金の割引等	タクシー運賃の1割引	○	○	○	事前に各会社にお問い合わせください。
	国内航空運賃の割引	○	○	○	
	バス運賃の割引	○	○	○	
	公共・文化施設の利用料の割引 (映画館、博物館等)	○	○	○	事前に各施設にお問い合わせください。
	福祉タクシー利用券(在宅の方)* * 自動車税または軽自動車税の減免を受けている方には交付されません。 →【ガイドブック17ページ】	○	—	—	障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 33-1461
	神奈川県営水道料金の減免 (橋地区及び国府津地区の一部について) 基本料金とその消費税額を減免	○	一部○ 重複障がい	—	神奈川県企業庁水道局 平塚営業所 TEL 0463-22-2711
	県営住宅への入居当選率の優遇	○	○	○	神奈川県土地建物保全協会 TEL 045-201-3673
	駐車禁止除外指定車の指定	○	—	—	小田原警察署交通課 TEL 32-0110
	携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	NTTドコモ、au、ソフトバンク等の各店舗
	NHK放送受信料の減免 →【ガイドブック17ページ】	全額免除 (世帯全員が 市民税非課税の場合)	○	○	○
半額免除		○ 世帯主かつ 受信契約者 の場合	—	—	障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 33-1446

### 3 医療費の助成

#### (1) 重度障がい者医療費助成制度

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

保険医療機関等で受診した場合に、保険診療の自己負担分（通院医療のみ）を市が助成するものです。（所得制限なし）

#### ア 申請手続き

対象者	精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方で、有効期限内の手帳を所持している方。ただし、生活保護受給者は対象外です。
助成要件	下記①②に該当する方 ① 市内に住所を有していること ※ 障害者施設入所者で、国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方は、入所前の住所地で試製していただく必要があるため、ご相談ください。 ② 社会保険、国民健康保険または、後期高齢者医療に加入していること。
助成方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 原則として、県内の保険医療機関等で受信する場合、自己負担金が無料になります。</li><li>● 保健医療機関等で自己負担金を支払ったとき（県外の保険医療機関等で受信された場合等）は、申請により助成対象者名義の口座へ払い戻しをいたします。（償還払い）</li><li>● 他の制度から支給される医療費助成（指定難病・自立支援医療等）を受けている方は、①健康保険証または資格確認書（お持ちの方のみ）、②他の制度から交付されている医療証、③重度障害者医療証を提示していただくと、保険医療機関等の窓口で自己負担金を支払う必要がなくなり、償還払いの申請が不要になります。</li></ul> <p>注1） 特定疾病療養受給者証をお持ちの方は、特定疾病療養受給者証も保険医療機関等の窓口で提示してください。</p> <p>注2） 助成方法については、保健医療機関等によって取り扱いが異なる場合があります。</p> <p>注3） 神奈川県以外の市町村国民健康保険・国民健康保険組合（全国土木・全国建設工事国民健康保険組合は除く）・後期高齢医療にご加入の方は、償還払いの方法により医療費を助成しますので、保健医療機関等の窓口で自己負担金を支払ってから、適用期間の領収書をお持ちください。</p>
助成開始日	障害者手帳の交付年月日（転入の場合は住定日） ※償還払いの申請には時効がありますので、申請は速やかに行うようにしてください。

イ 各種届出に必要なもの

事由		障害者手帳	健康保険証 または 資格確認書 (※)	通知カード または個人 番号カード	重 度 障害者 医療証	その他
新規	障がいの認定	○	○	○		
	転入	○	○	○		
	生活保護の 廃止	○	○	○		生活保護の 廃止証明
	等級変更	○	○	○		
変更	氏名変更	○		○	○	
	住所変更	○		○	○	
	加入保険の 変更	○	○	○	○	
喪失	死亡			○	○	
	転出	○		○	○	
	生活保護の 開始	○		○	○	生活保護の 開始証明

※健康保険証または資格確認書は、ありましたらお持ちください。

ウ 償還払いに  
必要な持ち物

対象となる医療費の領収書（原本）

- 健康保険証または資格確認書（お持ちの方のみ）
- 重度障害者医療証
- 助成対象者名義の口座番号のわかるもの（預金通帳等）
- 印鑑（認印可、スタンプ印不可）※書類発記の訂正印として使用します。

注意事項

医療費の償還払いの申請には、時効がありますので、申請は速やかに行うようにしてください。

特定疾病療養受給者証をお持ちの方は、特定疾病療養受給者証も保険医療機関等の窓口で提示してください。

助成方法については、保険医療機関等によって取り扱いが異なる場

申請先

小田原市役所障がい福祉課（13番窓口）  
マロニエ・いずみ・こゆるぎ各住民窓口  
※アークロード市民窓口では受付できません。

エ その他

重度障害者医療費助成事業の対象になった方で、小児医療証またはひとり親医療証をお持ちの場合には、重度障害者医療証が優先となりますので、市役所5階の子育て政策課で喪失の手続きをしてください。

## (2) 精神障害者入院医療援護金

問合せ先：神奈川県がん・疾病対策課 精神保健医療グループ 電話：045-210-1111

内容	精神科の病床に1か月以上入院している場合に、入院費のうち月額10,000円が支給されます。
交付条件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 ① 神奈川県内に住民登録があり、精神病院もしくは一般病院の併設精神科病棟に入院していること（措置入院患者や生活保護受給者、各医療費助成により自己負担がない者を除く）。 ② 本人及び本人と同一世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が87,000円以下であること。ただし、同一世帯に2人以上の入院者がいる場合には、入院患者数に乗じる金額以下 ③ 医療費の自己負担額が、月額10,000円以上であること。
申請に必要な書類	● 精神障害者入院医療費援護金交付申請書（申請書は、県内の精神科病院にあります。） ● 世帯全員の住民票*（続柄を省略しないもの。） ● 所得税額を証明する書類 * 住民票に記載されている方のうち、入院患者本人及び入院患者の親族で、15歳以上の方全員の所得税額を証明する書類。

(3) 高額療養費（国民健康保険） ※ 被用者保険の場合はご加入の健康保険組合へ

問合せ先：保険課国民健康保険係 電話：33-1845

内容 医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えて高額になった場合、原則として診療月から3か月後に支給申請書兼請求書等の申請書類が市から送付されます。その後、申請いただくことにより、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。自己負担限度額は各世帯の所得によって異なります。

- 申請に必要な書類
- 支給申請書兼請求書
  - 世帯主名義の通帳
  - 世帯主と受給者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
  - 窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証等顔写真付のもの）

申請方法 上記の書類をそろえて市役所保険課窓口（2番）、マロニエ・いずみ・こゆるぎの各住民窓口にご申請ください。  
また、郵送でも手続き可能です。詳しくは保険課国民健康保険係にお問い合わせください。

限度額適用認定証について 「限度額適用認定証」（上位所得者および一般の世帯の方）または、「限度額適用・標準負担額減額証」（住民税非課税世帯の方）を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までになる制度があります。詳しくは、保険課国民健康保険係にご相談ください。

自己負担限度額  
（70歳未満の場合）

区分	基準総所得額	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円+実際にかかった医療費（10割分） -842,000円の1%
イ	600万円～ 901万円以下	167,400円+実際にかかった医療費（10割分） -558,000円の1%
ウ	210万円～ 600万円以下	80,100円+実際にかかった医療費（10割分） -267,000円の1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税 世帯	35,400円

※ 基準総所得額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額です。

※ 所得未申告の人がいる場合、その人に所得がなくても上位所得者（区分ア）として取り扱われますのでご注意ください。

※ 70歳以上の場合は保険課国民健康保険係にお問い合わせください。

※ 過去12か月間に高額療養費の支給を4回以上受けた世帯は、4回目から多数回該当の金額が適用されます。

## 4 各種手当

### (1) 特別障害者手当

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

内容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。別表（1）の障がいが2つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。
支給要件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 ① 施設に入所していないこと。 ② 病院等に継続して3か月を超えて入院していないこと。 ③ 毎年の所得が基準以下であること。
手当額	月額28,840円（令和6年4月現在）
支給月	5、8、11、2月（申請月の翌月から支給対象となります）
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 印鑑</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 診断書（所定の様式）</li> <li>● 預金通帳（本人名義）</li> <li>● 本人が年金受給者の場合は、証書及び前年（申請月が1月～6月までの間の場合は前々年）の1月～12月の支給額が分かるもの（※該当する年金振込み通知書、あるいは通帳の写し）</li> <li>● 個人番号（マイナンバー）のわかるもの</li> </ul>

#### 別表（1）＜ 障害の範囲と程度 ＞

- 1 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 1眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの内部障害及びその他の疾患
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※障がい程度の認定基準や認定パターンの詳細は市ホームページの「特別障害者手当について」をご確認ください。

## (2) 障害児福祉手当

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

内容	日常生活において、常時の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。別表(2)の障がい1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。
支給要件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 施設に入所していないこと。</li><li>● 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと。</li><li>● 毎年の所得が基準以下であること。</li></ul>
手当額	月額15,690円(令和6年4月現在)
支給月	5、8、11、2月(申請月の翌月から支給対象となります)
持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>● 印鑑</li><li>● 精神障害者保健福祉手帳</li><li>● 診断書(所定の様式)</li><li>● 預金通帳(本人名義)</li><li>● 個人番号(マイナンバー)のわかるもの</li></ul>

### 別表(2) < 障害の範囲と程度 >

- 1 良い方の目の視力が0.02以下のもの(矯正視力による)
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 **精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの**
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は**精神の障害**が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※障がい程度の認定基準や認定パターンの詳細は市ホームページの「障害児福祉手当について」をご確認ください。

### (3) 特別児童扶養手当

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

内容	政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
支給要件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 ① 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。 ② 児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと。 ③ 毎年の所得が基準以下であること。
手当額	● 重度障がい児の場合 児童1人につき 月額55,350円（令和6年4月現在）  ● 中度障がい児の場合 児童1人につき 月額36,860円（令和6年4月現在）
支給月	4、8、11月（4か月分ずつ振り込まれます）
申請手続き	特別児童扶養手当を受給するためには、必要な書類を添えて申請手続きを行い、認定を受ける必要があります。詳しくは上記の問合せ先にお尋ねください。

### (4) 小田原市心身障害児福祉手当

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

内容	市内に住所を有する、20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。
支給要件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 ① 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持している児童の保護者であること。 ② 申請時に保護者が1年以上小田原市に在住していること。 ③ 国の障害児福祉手当を受給していないこと。
手当額	月額2,000円（生活困窮者については、月額1,000円の加算あり）
支給月	5、8、11、2月
持ち物	● 印鑑 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 預金通帳（保護者名義のもの）

## (5) 神奈川県在宅重度障害者等手当

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

要件

基準日（申請年の8月1日）時点で下記①～④全ての要件を満たす方に支給されます。

- ① 障がい要件 下記（ア）～（エ）のいずれかに該当する方であること
- （ア）精神障害者保健福祉手帳1級 + 身体障害者手帳1級又は2級の所持者
  - （イ）精神障害者保健福祉手帳1級 + 療育手帳A1 又はA2の所持者
  - （ウ）精神障害者保健福祉手帳1級 + 身体障害者手帳3級 + 療育手帳B1の所持者
  - （エ）特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方

② 在住要件

- ・申請する年の2月1日から、神奈川県内に継続してお住まいであること
- ・申請する年の8月1日までの過去1年間に、継続して3か月を超えて医療機関や施設等に入院、入所していないこと

③ 年齢要件

- 年齢が65歳に達する以前に障害者手帳の交付を受けていること  
（ただし、平成21年度に県の手当を受給されている方については年齢制限は無し）

④ 所得要件

手当の受給年度の前年所得が基準\*となる額を超えないこと

\* 基準となる額は、20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については障害児福祉手当の基準額を用います。

※ 毎年8月に現況届の提出が必要となります。

支給額

年額 60,000円（神奈川県から直接、指定口座に振り込まれます。）

支給月

1月

## (6) 児童扶養手当

問合せ先：子育て政策課手当て・医療係 電話：33-1453

父母の離婚や障がい等により、児童を監護している父または母、養育者等に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合は手当が一部または全部が支給停止となります。詳しい基準等につきましては、子育て政策課にお問い合わせください。

## 5 障害年金

病気やけがによって日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。対象となる精神障がい（傷病名）は、統合失調症、うつ病、非定型精神病等です。いずれも医師の診断書をもとに判定されます。

### （1）障害基礎年金

問合せ先：保険課国民年金係 電話：33-1867

要件

下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。

- ① 初診日に、年金に加入していること  
障がいの原因となった病気で、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。  
20歳前または、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日があるときも含みます。
- ② 一定の障がいの状態にあること  
障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること  
初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。  
なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

請求手続き

障害年金の受けるには、本人または家族による年金請求手続きが必要になります。詳しくは、保険課国民年金係にお問合せください。

### （2）障害厚生年金・障害共済年金

問合せ先 厚生年金……小田原年金事務所（浜町1-1-47 電話：22-1391）  
共済年金……それぞれの共済組合

厚生（共済）年金加入者は、障害基礎年金（定額）と、上乗せする形の障害厚生（共済）年金を併せて受給することになります。ただし、障害厚生（共済）年金3級に該当する場合は、基礎年金がありませんので、上乗せする部分だけを受給することになります。

平成23年4月1日より、すでに障害年金（1、2級）を受給されている方で、障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たす場合にも、届出により新たに加算されることがあります。詳しくは、上記問合せ先にお尋ねください。

## 6 特別障害給付金制度

問合せ先：保険課国民年金係 電話：33-1867

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給されていない障がい者の方を対象とした福祉的措置です。下記①②の方が対象となります。

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態に該当する方。

## 7 神奈川県心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

親亡き後の障がいのある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度です。毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給されます。

加入要件

将来、独立自活が難しいと認められる障がい者を扶養している保護者で、以下の要件を全て満たす方

- ① 神奈川県内（政令市を除く）に住んでいること。
- ② 加入する時点での年齢が65歳未満であること。
- ③ 加入する保護者に特別な障害や病気がなく健康であること。
- ④ 障がいのある方一人につき加入できる保護者は一人のみ。

掛金

### ● 掛金月額

掛金の月額は、加入時または口数追加時の年度の年齢（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じた下表のとおりです。

加入時の年度の 4月1日時点の 年齢	35歳未満	9,300円
	35歳以上 40歳未満	11,400円
	40歳以上 45歳未満	14,300円
	45歳以上 50歳未満	17,300円
	50歳以上 55歳未満	18,800円
	55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円	

### ● 掛金の免除

次の「要件1」及び「要件2」の両方に該当するまで払い込んでいただくと、以降の掛金が免除になります。

要件1	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から20年以上経過
要件2	加入日（口数を追加された分は口数追加日）から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入当日の前日までの期間

### ● 掛金の減免

全額免除	加入者が生活保護世帯に属するとき
	加入者が市民税非課税世帯に属するとき
半額免除	市民税の所得割が非課税世帯に属するとき
2人目から半額免除	1人の加入者が2人以上の障がい者について加入しているとき
全額または半額免除	災害などの特別な事情があったとき

## 8 各種割引

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉係 電話：33-1461 FAX：33-1317

### (1) 福祉タクシー利用券

内容	在宅の重度障がい者等がタクシーを利用した場合に、初乗り運賃相当額（福祉有償運送事業者を利用した場合は上限500円）を助成します。
支給要件	下記3つの要件全てを満たしていることが必要です。 ① 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している。 ② 小田原市内に居住している。 ③ 施設入所や3か月以上入院していない在宅の方。
助成内容	利用券の交付枚数は1か月につき4枚です。 年度で48枚助成できますが、年度途中で申請された場合、残りの月数分のみの助成となります。  ※ 自動車税または軽自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※ 普通自動車税の減免は年度途中で取りやめることはできません。（廃車の場合を除く。）当該年度末（3月31日）までに減免取消の手続きを行えば、翌年度から福祉タクシー券を交付できます。 ※ 軽自動車税の減免は、年度途中で取りやめることはできます。（軽自動車は全額納付になります。）

### (2) NHK放送受信料の減免

内容	NHKの放送受信料を全額または半額免除します。
助成要件	● 全額免除 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税である場合。 ● 半額免除 世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級で、受信契約者である場合。
持ち物	● 精神障害者保健福祉手帳 ● 印鑑（認印可、スタンプ印不可） ※ 全額免除申請の際、当該年度の1月1日に小田原市に住所がない場合は、1月1日に住民登録があった市町村で発行する市町村民税額証明書が必要です。 ※ NHKで免除事由確認後、受理通知書が届きます。全額免除の方は、手続き後に市民税が課税となるまたは、手帳等級が1級から外れた場合、NHKより全額免除の対象にならない旨の通知があります。

## 9 主な障害福祉サービス

問合せ先：障がい福祉課障がい者支援係 電話：33-1468 FAX：33-1317

### (1) サービスの種類

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護	入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の援助、通院の際の付き添い等生活全般にわたる援助
	重度訪問介護	常時介護を必要とする方に居宅で入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までを総合的に行うサービス
	行動援護	行動上著しい困難な方に対して、行動の際に生じる危険回避のための援助や、外出時の移動の介護
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援
	短期入所	短期間の入所による介護サービス
	生活介護	主に日中、障がい者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作活動及び生産活動などのサービス
	療養介護	病院等に入院している方に対し、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援
	施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間に提供される、入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の支援
訓練等給付	自立訓練 (生活・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練（有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練）
	就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練（有期のプログラムによる職場実習等の訓練など）
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方を対象とする継続的な就労支援（就労機会の提供、必要な知識や能力の向上）
	就労定着支援	新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るための、関係機関への連絡調整、相談、指導、及び助言等の支援。
	自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしをした方に対し、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応の支援
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居における相談、その他日常生活上の援助。主に夜間に提供されるものをいいます。
支援給付 地域相談	地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している方が、地域生活に移行する際の相談や支援
	地域定着支援	単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制の確保と、特性により生じた緊急事態等の相談等の支援

### (2) 障がい児の通所支援

年齢	サービス種類	サービス内容
未就学児童 (小学校入学前)	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練など
	医療型児童発達支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
就学児童 (小学校入学後)	保育所等訪問支援	保育所等を利用中もしくは利用予定の児童が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、事業所の専門スタッフを派遣
	放課後等デイサービス	放課後や休業日に生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を促進する

### (3) 対象者

次のいずれかに該当し、障がいの程度によりサービスの必要性を認定された方です。

ただし、介護保険給付対象者及び事業対象者は介護保険制度が優先されますので、担当のケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（申請中も可）
- 精神障がいを支給事由とする障害年金を受給されている方
- 自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方
- 医師の診断書により精神障がいがあると確認できる方

### (4) 手続き

#### ① サービスを決める

サービスについては、障がい福祉課障がい者支援係またはおだわら障がい者総合相談支援センタークローバー（0465-35-5258）にご相談ください。

#### ② 利用申請

市役所障がい福祉課（13番窓口）にお越しいただき、利用申請を行います。

#### ③ 認定調査

利用者本人の障がい状態等の程度の調査（認定調査）を行います。18歳未満の方、及びサービスの種類によっては、障害支援区分の認定は不要となる場合があります。

#### ④ 審査会

調査の結果と医師の意見書をもとに、障害支援区分認定審査会を行い、利用者本人の「障害支援区分」を認定します。（一部、審査会を要しないサービスがあります。）

#### ⑤ サービス等利用計画案の作成

サービスの利用に際し、「サービス等利用計画案※」を提出していただきます。

※ 計画案は、本人・家族が作成（セルフプラン）または「特定相談支援事業所」等に依頼することができます。特定相談支援事業所については、障がい福祉課障がい者支援係またはおだわら障がい者総合相談支援センタークローバーにご相談ください。

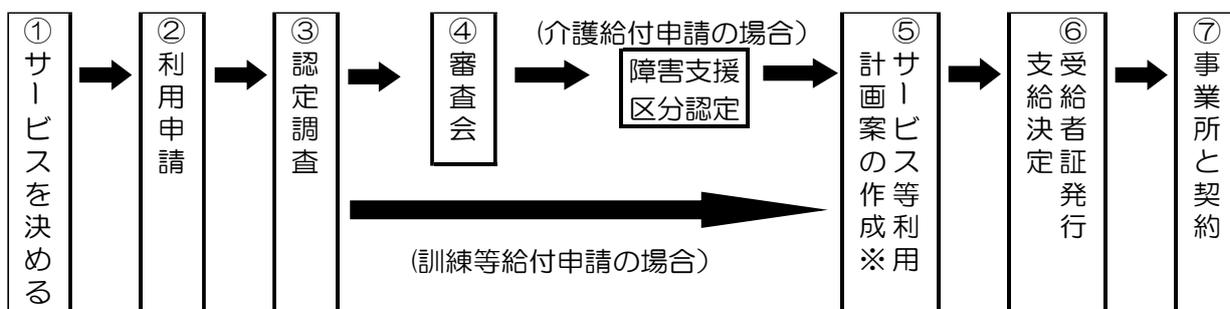
#### ⑥ 受給者証発行・支給決定

⑤の内容を踏まえて市が障害福祉サービスの支給決定を行い、サービスの支給量や利用負担上限月額等を記載した「支給決定通知」と「受給者証」を発行し、利用者へ送付します。

#### ⑦ 事業所と契約

利用者は受給者証を提示して、ご希望のサービス事業者と契約を結びます。

【申請から認定までの流れ】 ※ ②から⑥まで約1～2か月半程度かかります。



## (5) サービス利用料

利用される方の世帯の所得状況に応じて、利用料を負担していただきます。負担が大きくなりすぎないように、月額負担上限額が下表のとおり定められています（月の負担上限額に満たない場合は、サービス費用の1割を自己負担することになります）。

### ① 利用者が18歳以上の場合

本人及び配偶者の収入・課税状況で負担上限月額を算定します。

住民税課税状況		負担上限月額
生活保護利用世帯		0円
市民税非課税世帯（低所得者）		
市民税課税世帯 （入所等は37,200円）	市民税所得割額16万円未満	9,300円
	市民税所得割額16万円以上	37,200円

### ② 利用者が18歳未満の場合

生計を一にする世帯員全員の収入・課税状況で負担上限月額を算定します。

（同居の祖父母や兄弟姉妹、単身赴任等で別居の父母を含む）

住民税課税状況		負担上限月額
生活保護利用世帯		0円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯	市民税所得割額28万円未満	4,600円
	市民税所得割額28万円以上	37,200円



## 10 その他の障害福祉サービス

### (1) おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー (小田原市久野 115-2 おだわら総合医療福祉会館)

様々な障がいをお持ちの方やそのご家族などの日常生活での様々な困りごとの相談に応じ、総合的に支援を行う相談窓口です。民生委員等、地域の方からの相談も受けています。

相談時間	月～土曜日 (日曜、祝休日及び年末年始はお休みです) 9:15～16:30
費用	無料
連絡先	電話 0465-35-5258 FAX 0465-35-6003 メール <a href="mailto:clover-soudan@lake.ocn.ne.jp">clover-soudan@lake.ocn.ne.jp</a> * スタッフが常駐しておりますが、面談等で不在の場合もありますので、来所される場合は、事前にご連絡ください。



クローバーでは障がいの種別を問わず、それぞれの特性に合わせた対応を行います。不安なこと、困っていることがありましたら、まずはご相談ください。

- 日常の相談
- 福祉サービスの相談
- 各種手続きの相談
- 高次脳機能障害専門相談
- フリースペース
- ピアカウンセリング など

### (2) 日常生活用具費の支給

問合せ先：障がい福祉課障がい者支援係 電話：33-1468 FAX：33-1317

在宅の重度障がい者の日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況に応じて自己負担額に上限があります。それぞれの品目について、補助できる基準額が決まっていますので、事前にお問合せください。

障がい名	手帳の等級	品目	条件	耐用年数
精神障がい	1級	火災警報器	障害の特性上、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方の単身世帯及び準ずる世帯	8年
		自動消火器		
	条件なし	頭部保護帽	用具を必要とする方(施設入所者を含む)	3年

### (3) 配食サービス

在宅の重度障がい者で日常の食生活に支障をきたしている方（調理、買物が困難な方など）に対して配食サービスを行います。詳しくは障がい福祉課障がい者支援係（0465-33-1468）までお問合せください。なお、65歳以上の方は、高齢介護課にお問合せください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 重度障がい者（精神保健福祉手帳1級）の単身者または重度障がい者のみの世帯</li><li>● 重度障がい者と65歳以上の方のみの世帯</li></ul>
利用者負担金	1食（普通または特別食（きざみ食等））につき 500円 ※ 事前に社会福祉協議会で食券を購入する必要があります。 ※ 対象に該当しない方でも、実費にて配食サービスを申込みすることもできます。

### (4) 通所交通費の助成

就労継続支援又は就労移行支援、生活介護、自立訓練事業所、地域活動支援センター等に通所する方で、一定の要件を満たす方を対象に公共交通機関や施設車両等の利用に係る交通費を助成します。

### (5) グループホームの家賃助成

#### ① 特定障害者特別給付費（国・県・市の法定給付）

- ・ 条 件：グループホームに入居している方（市町村民税課税世帯は除く）
- ・ 助成金額：月額1万円（家賃月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

#### ② グループホーム利用助成金（市の助成）

##### ア 地域移行者分

- ・ 条 件：精神科医療機関に長期入院していた方で、医療機関を退院し、グループホームに生活の場を移行した方。
- ・ 助成金額：グループホームの家賃月額から特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1の額または3万円のうち、いずれか少ない方の額。（生活保護受給者は除く）
- ・ 助成期間：病院を退院した日の属する月の翌月から起算し3年間の支給

##### イ 通常利用者分

- ・ 条 件：自宅からグループホームに生活の場を移行した方
- ・ 助成金額：グループホームの家賃月額から特別障害者特別給付費を控除した額または1万円のうち、いずれか少ない方の額。（生活保護受給者は除く）
- ・ 助成期間：グループホーム利用期間は永年支給

## 11 小田原市歯科二次診療所

問合せ先：小田原市歯科二次診療所（南鴨宮 2-27-19） 電話：48-6775 FAX：48-6776

精神障がいがあるために一般の歯科医療施設では対応が困難な方に、歯科診療と指導を行います。精神障害者手帳をお持ちの方または手帳はないが同程度の障がいと認められる方が利用できます。事前予約制となっておりますので、詳しくはお問合せください。

## 12 地域活動支援センター

病気の回復途上で、一般就労が難しい方たちに働く場を提供するとともに、知識や技術向上のための訓練を行います。軽作業が中心となり、賃金は月に数千円～数万円程度です。また、就労以外にも、憩いや仲間作りの場としても利用されており、さまざまな行事やレクリエーションが行われています。

### ＜市内の主な地域活動支援センター＞

名称	所在地	電話番号	作業の内容
ひつじの家 運営者：(非) 一粒の麦	小田原市城山4-2-3	42-9561	生活訓練、メンバー同士の交流、ミーティングなど
小田原なぎさ作業所 運営者：(非) 小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮3-16-20	47-4513	電子部品組立、タオルセット作り、広告折り、アルミ缶回収など
小田原スプリングス 運営者：(福) 小田原支援センター	小田原市東町4-1-11	30-1033	陶芸品の製造販売、手すき葉書の作成、パン・クッキー等の販売など

## 13 就労支援

### (1) 公共職業安定所（ハローワーク）

問合せ先：ハローワーク小田原（栄町1-1-15 ミナカ小田原9階） 電話：23-8609

公共職業安定所（ハローワーク）には、障がいのある方の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。専門窓口で主治医の意見書を添えて求職登録をしてから、事業所の紹介を受けます。また、職業が決まった後も「職場適応指導」として、職安の職員が職場でのトラブルの相談に応じ、事業所との連絡調整を行います。

### (2) 障害者就業・生活支援センター ぽけっと

問合せ先：障害者支援センター ぽけっと（曾比1786-1） 電話：39-2007 FAX：36-0030

障害のある方の就職や生活の相談、企業の障害者雇用の相談に応じます。

- 相談時間：月～金曜日 8：30～18：00  
土曜日 9：00～17：00（第1・第5土曜日はお休み）

## 14 日常生活自立支援事業（あんしんセンター）

問合せ先：小田原市あんしんセンター（久野115-2） 電話：35-4000 FAX：35-6902

判断能力に不安があり、支援を希望する方に対して、福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理をお手伝いする契約を結び、安心して生活できるよう支援する事業です。

### 【利用できるサービス】

- ① 福祉サービス利用援助（利用料 1回無料～2,500円）  
福祉サービスに関する情報提供や相談、利用手続きなどのお手伝い
- ② 日常的な金銭管理サービス（利用料 ①の付加サービス・課金なし）  
生活費等のお届け・支払い手続きなど
- ③ 書類等預かりサービス（利用料 月額500円）  
普段使わない通帳、年金手帳など無くすと困る書類などの預かり

## 15 成年後見制度

問合せ先：横浜家庭裁判所小田原支部 電話：22-6946  
 おだわら成年後見支援センター 電話：35-7770  
 障がい福祉課障がい者支援係 電話：33-1468

精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう、本人または親族等が家庭裁判所に申立てをし、本人に代わり法律行為等を行うなど、本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

本人または親族等が申し立てできない事情がある場合などで、本人の福祉を図るために特に必要と認められる状況であるときは、市長が家庭裁判所に対し後見申し立てを行うことができます。

成年後見制度	法定後見制度	区分	判断能力	援助者
		後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保佐	著しく不十分	保佐人
		補助	不十分	補助人
	任意後見制度	本人の判断能力が不十分になった時に、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度		

### 【成年後見に関わる相談窓口】

おだわら成年後見支援センター（小田原市社会福祉協議会内） 電話：35-7770 FAX：35-7771

## 16 障がい者虐待防止対策

障がい者虐待とは、養護者（家族・同居人等）や障がい者福祉施設の従事者、使用者（雇用主等）らによる虐待を言い、次に掲げる内容があります。

虐待の種類	内容	具体例
身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴力を加えること。正当な理由なく、身動きが取れない状態にすること	殴る、つねる、縛る、閉じ込めるなど
ネグレクト（放棄・放任）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させること	食事を与えない、福祉や医療を受けさせない、不衛生な環境で生活させるなど
心理的虐待	言葉や態度で精神的苦痛を与えること	怒鳴る、ののしる、無視するなど
性的虐待	無理やり（または同意と見せかけて）わいせつなことを強要すること	性交、性器への接触、裸にする、わいせつな話をするなど
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金・賃金等を使うこと。また、正当な理由なく金銭を与えないこと	預金口座から金銭を引き出し勝手に使用する、理由なく生活費を渡さないなど

### 【障がい者の虐待に関わる相談窓口】

- ① 小田原市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課内）  
 月～金曜日（8：30～17：15） 電話：33-1467 FAX：33-1317  
 土日祝日・年末年始、夜間 電話：33-1822（市役所守衛室から担当者に連絡します）
- ② 神奈川県障がい者権利擁護センター（NPO 神奈川県障がい者自立支援センター）  
 月～金曜日（9：00～17：00） 電話：045-265-0604 FAX：045-265-0664

## 17 災害対策

(1) 避難行動要支援者マップ 問合せ先：福祉政策課福祉政策係 電話：33-1863

ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の所在を正確に把握し、災害時に救出及び避難誘導をするため、自治会ごとに名簿を作成し、希望者のみを掲載しています。作成した名簿は各地区の自治会長（防災本部長）及び民生委員に渡しています。

(2) 災害時の情報入手方法 問合せ先：防災対策課 電話：33-1855

小田原市では防災行政無線を始め、複数の手段を用いて、市民の皆様に情報発信を行っています。

- 防災行政無線  
屋外スピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。
- テレホンサービス  
防災行政無線の放送を電話で確認できます。  
0120-244-400（フリーダイヤル）  
※ 携帯電話からもご利用できます。  
※ 一部のIP電話はご利用いただけません。

- 防災メール  
あらかじめ登録した携帯電話へ防災行政無線の放送内容を配信します。登録は右記QRコードまたは下記アドレスから行ってください。（一部の機種はご利用できません）

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/mmz/>



- 防災アプリ「おだわら防災ナビ」



誰一人取り残さない情報伝達を目指すため、スマートフォン向けアプリ「おだわら防災ナビ」を運用しています。災害時だけでなく、平常から活用できる行政情報も発信します。是非ダウンロードしてご利用ください。

- テレビ放送  
J:COM小田原・テレビ神奈川のデータ放送で地域の災害情報が流れます。
- FMおだわら（87.9MHz）  
災害情報や防災行政無線の放送内容等をFMおだわらでお知らせします。
- 市ホームページ  
災害情報や防災行政無線の放送内容等を随時更新します。
- J:COM防災情報サービス  
室内に受信機を設置することで、防災行政無線の放送がはっきりと聞き取れます。ご希望の方は、J:COMの「防災情報サービス（有料）」への申し込み、受信機の設置が必要です。  
申し込み・問い合わせ先 J:COMカスタマーセンター：0120-914-000
- 緊急速報メールなど  
避難勧告の発令など緊急度の高い情報を市内に存在する携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンクの対応機種のみ）に一斉送信します。）
- X（旧 Twitter）  
東日本大震災のような緊急時には防災行政無線で放送した情報を発信します。
- 広報車  
緊急時は広報車で市内を巡回放送します。

## 18 相談窓口と支援グループ

### (1) 相談窓口

名称	相談先	電話番号	開所時間
精神保健福祉相談	小田原保健福祉事務所	0465-32-8000 (代)	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
こころの電話相談	神奈川県精神保健福祉センター	0120-821-606	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～21:00(受付20:45まで)
こころの電話相談	神奈川県がん・疾病対策課	0120-939-289	毎日 17:30～翌朝5:00 (受付4:45まで)
いのちのほっとライン@かながわ		LINEアプリのID 【@inochi2020】	月～金、日曜日(祝日・年末年始除く) 17:00～22:00(受付21:30まで)
依存症電話相談	神奈川県精神保健福祉センター	045-821-6937	月曜日(祝日・年末年始除く) 13:30～16:30
自死遺族電話相談			水・木曜日(祝日・年末年始除く) 13:30～16:30
ピア電話相談		045-821-6801	金曜日(祝日、年末年始を除く) 13:30～16:30
働く人のメンタルヘルス相談	神奈川労働センター	046-633-6110	第1～4火曜日 面談のみ 13:30～16:30(要予約)

### (2) 家族教室

名称	連絡先	電話番号	内容
家族教室	小田原保健福祉事務所 保健予防課	0465-32-8000 (代)	精神障害に対する理解や支援の仕方について講演会等を行っています。

### (3) 家族会・支援グループ

名称	連絡先	電話番号	内容
小田原地区精神保健福祉会「梅の会」	事務局	080-5934-1725	こころの病を持つ人を支える家族の会です。こころの病の正しい知識の普及や会員同士の交流を行っています。
精神保健ボランティアグループ「小ゆるぎ」	小田原市社会福祉協議会	0465-35-4000	精神障がいのある方向けのフリースペースやサロン活動を行っています。
小田原断酒新生会	事務局	090-6113-5778	アルコール依存症の患者やその家族が集まり、情報交換やレクリエーションを行うほか、一般断酒相談も行います。
アルコールクス・アノニマス	AA 関東甲信越セントラルオフィス	03-5957-3506	自ら飲酒問題があり、飲酒のとらわれから解放されたいと願う人たちの自助グループです。
横浜ダルク	横浜ダルク・ケア・センター	045-731-8666	麻薬や覚せい剤、シンナーだけでなく、身近な薬の依存に悩む方の社会復帰を手助けするリハビリ施設です。
脳外傷友の会 ナナ	協働事業室	046-249-2020	脳外傷の後遺症に悩む本人や家族の相談や情報交換を行います。
かながわA(エース)	神奈川県発達障害支援センター	0465-81-3717	発達障害のある方やその家族の相談を行うほか、支援者向けの研修等も行う総合支援機関です。
KHJ 神奈川 虹の会	事務局	080-2107-1171	引きこもりの家族を持つ親同士が心置きなく話し合う会です。

## 19 近隣の精神科医療機関等

### (1) 精神科等医療機関

症状の内容によっては対応できない場合がありますので、事前に医療機関にご相談ください。

	名称	住所	電話
精神科医療機関 (入院設備あり)	曾我病院	小田原市曾我岸 148	(0465) 42-1630
	国府津病院	小田原市田島 125	(0465) 47-2225
	北小田原病院	南足柄市矢倉沢 625	(0465) 73-2191
	丹沢病院	秦野市堀山下 557	(0463) 88-2455
	秦野病院	秦野市三屋 131	(0463) 75-0032
	秦野厚生病院	秦野市南矢名 2-12-1	(0463) 77-1108
	みくるべ病院	秦野市三廻部 948	(0463) 88-0266
	平塚病院	平塚市出縄 476	(0463) 32-0380
	富士見台病院	平塚市土屋 1645	(0463) 58-0186
	久里浜医療センター	横須賀市野比 5-3-1	(046) 848-1550
診療所等	市川クリニック	小田原市栄町 2-7-37 KT プラザ 3 階	(0465) 21-1721
	井上医院	小田原市上新田 13-1	(0465) 45-5557
	小田原医院	小田原市城山 4-23-27	(0465) 22-5870
	小田原市立病院	小田原市久野 46	(0465) 34-3175
	小田原中央クリニック	小田原市堀之内 7-1 中嶋ビル 101	(0465) 39-3210
	お堀端クリニック	小田原市栄町 1-14-48 ジャンボーナックビル B 棟 2 階	(0465) 21-5700
	加藤小児科医院	小田原市堀之内 218-3	(0465) 39-3301
	かみやまアレルギー科 小児科クリニック	小田原市浜町 3-11-5	(0465) 24-0188
	クリニック山田	小田原市南鴨宮 3-12-4	(0465) 47-7133
	小島クリニック	小田原市西酒匂 3-4-9	(0465) 46-1267

	名称	住所	電話
診療所等	小林病院	小田原市栄町 1-14-18	(0465) 22-3161
	城山クリニック	小田原市城山 2-3-46 TSビル2階	(0465) 66-5120
	心身クリニックこくぼくら	小田原市久野 237	(0465) 34-3980
	西湘病院	小田原市扇町 1-16-35	(0465) 35-5773
	高津クリニック	小田原市城山 3-22-9 西口青橋ビル2階	(0465) 24-4300
	額田記念総合病院附属 湘南クリニック	小田原市栢山 3577-6	(0465) 43-9141
	ハートクリニック小田原	小田原市栄町 2-1-29 グリーンビル4階	(0120) 388-878
	浜町小児科医院	小田原市浜町 1-14-3	(0465) 22-2238
	ひまわりメンタルクリニック	小田原市酒匂 1414-14-101	(0465) 46-2181
	こども発達クリニック ほうあんなぎさ	小田原市本町 2-4-12 ほうあ ん地域支援センターまある 2 階	(0465) 44-4526
	本多記念青野クリニック	小田原市本町 1-4-4 三宅本町ビル 1 階	(0465) 46-6440
	マナクリニック	小田原市永塚 5	(0465) 41-3001
	間中病院	小田原市本町 4-1-26	(0465) 23-3111
	ミナカこころクリニック ※令和5年8月末日より一定期間休診	栄町 1-1-15 ミナカ小田原 8 階	(0465) 20-5560
	もみじメンタルクリニック	小田原市栄町 1-14-9 NT ビ ル3階	(0465) 43-6853
	やまざき小児科医院	小田原市高田 309-1	(0465) 41-1150
	山近記念総合病院	小田原市小八幡 3-19-14	(0465) 47-7151
	山近記念クリニック	小田原市小八幡 3-19-8	(0465) 47-2131
渡辺医院	小田原市中曽根 78	(0465) 38-2270	

## (2) 自立支援医療制度の精神科デイケア登録機関

精神科デイケアは、地域で生活する精神障がい者の病状の安定と社会復帰の促進を図ることを目的に行っています。主に、集団精神療法や生活指導、レクリエーション活動等を行います。

名称	住所	電話
曾我病院	小田原市曾我岸 148	(0465) 42-1630
国府津病院	小田原市田島 125	(0465) 47-2225
北小田原病院	南足柄市矢倉沢 625	(0465) 73-2191
丹沢病院	秦野市堀山下 557	(0463) 88-2455
秦野病院	秦野市三屋 124 秦野病院ケアセンター内	(0463) 75-6302
秦野厚生病院	秦野市南矢名 2-12-1	(0463) 77-1108
みくるべ病院	秦野市三廻部 948	(0463) 88-0266
平塚病院	平塚市出縄 476	(0463) 32-0380
富士見台病院	平塚市土屋 1645	(0463) 58-0186

## (3) 自立支援医療制度の精神科訪問看護登録機関

精神科訪問看護は、退院した方や外来通院中の方に看護師などが訪問し、服薬指導等を行います。

名称	住所	電話
アムール訪問看護ステーション	小田原市成田 644-13	(0465) 46-8145
訪問看護ステーションあやめ小田原	小田原市栢山 375-2 栢山レジデンス3階F号	(0465) 38-0925
ARS訪問看護リハビリステーション	小田原市堀之内 253-1	(0465) 39-3700
小田原医師会訪問看護ステーション	小田原市酒匂 2-32-16	(0465) 47-0853
潤生園訪問看護ステーション	小田原市蓮正寺 997-1	(0465) 39-5581
積善会訪問看護ステーション	小田原市永塚 344-1	(0465) 42-8007
ソフィアメディ訪問看護ステーション 小田原	小田原市栄町 2-3-18 JTCビル3階	(0465) 20-4852
訪問看護リハビリステーションたすけあい	小田原市寿町 2-1-20	(0465) 46-6431
訪問看護ステーション デューン小田原	小田原市栄町 3-10-20 岩田ビル2階	(0465) 24-5017
H. S. A訪問看護 リハビリステーション花はな	小田原市成田 475-17	(0465) 39-0087
マナマーレ訪問看護ステーション	小田原市中町 3-11-3	(0465) 20-8256
皆んなの訪問看護	小田原市早川 1-3-1	(0465) 24-3666
訪問看護ステーションゆい箱根	小田原市久野 13-1	(0465) 46-6481
特定医療法人清輝会国府津病院 訪問看護ステーションりんどう	小田原市国府津 2774-3	(0465) 43-7726
ロイヤル小田原訪問看護ステーション	小田原市久野 128-1	(0465) 43-7822

※登録状況には変動があります。詳しくは神奈川県ホームページにてご確認ください。

